



国際関連施策の総括

特技懇編集委員会

1. はじめに

知的財産権の国際的保護、とりわけ特許権の国際的保護・利用に関する問題の解決の努力は、100年以上前から行われており、1883年には現在の国際的な枠組みの根本に位置するパリ条約が締結された。この条約の3大原則の一つが各国特許の独立の原則であることは皆さんもよく知るところであろう。すなわち、各国間における制度の不統一や保護のレベルの差異が認められており、各国は自国の産業発展状況等に即した知的財産権制度を採用してきた。

一方、近年の経済のグローバル化、製品開発の活発化とそれに伴う研究開発投資の増大は、各国が極力統一的な知的財産権制度を採用し、保護のレベルを共通化されていくことの必要性を高めている。

知的財産権制度は、産業政策の一環として整備されてきたものであるから、各国の産業の状況により求められる枠組みは異なり、また、それぞれの国でも時期により求められる姿は異なっている。

以下では、「Japan as Number 1」といわれた時期から「失われた10年」を経て「知恵の時代」に至る平成の15年間を、日本の知的財産政策及び日本国特許庁の施策を「国際」の面から振り返り、次号で将来を展望する上での参考にしたい。

2. 米国とプロパテント

米国は、自国の産業を建て直すため、内外における知的財産権保護の強化を産業・通商政策の最重要課題の一つに位置づける、いわゆる、プロパテント政策を

採用し、自国の知的財産権を米国内外で十分に保護することにより競争力を高めようとした。そして、この矛先は日本にも向けられた。

米国は、1989年7月の対日改善要求16項目上院付帯決議等を通じ、日本の特許審査遅延等に対する批判を強めるとともに、1988年8月には日米貿易委員会の下に知的所有権作業部会を設置し、さらに、1989年5月には通商法スペシャル301条を踏まえて日本を監視国の一つとして特定、9月から開催された日米構造協議でも、日本の「知的所有権に関する慣行」を排他的取引慣行の一つとして取り上げ、特許審査の遅延、特許付与前異議申立制度等を批判した。これに対し、日本は、批判の多くは日米間の特許制度・運用の相違に起因する米国側の誤解、認識不足であるとの説明を行うとともに、逆に米国特許制度・運用にこそ内外差別等の問題があることを主張した。そして、1994年に日本は「英語出願の許容」「付与後異議への変更」「早期審査制度改善」を、米国は「特許期間の適正化」「再審査制度の改善」「早期公開制度の導入」を図るとの合意がなされた。

3. 三極特許庁の協力

PCT出願受理件数の8割以上を占める日米欧の三極特許庁は、膨大な出願処理、特許情報の有効活用等三特許庁に共通する課題を相互に協力して解決するため、1983年以降「三極特許庁会合」を開催して、特許情報、審査実務等の面で様々な協力を実施してきた。

三極間における検討のテーマは、主に、特許情報問題と特許制度の運用に関するハーモナイゼーションで

あるが、この他の三特許庁間における共通課題についても検討を行ってきた。例えば、「三極ネットワーク」、「三極ウェブサイト」の構築、コンピュータ・ソフトウェア、バイオテクノロジー等先端技術分野での審査の比較研究が挙げられる。また、最近では、ワークロード問題が大きなテーマとして取り上げられるようになり、先行技術調査結果・審査結果の相互利用プロジェクト、電子包袋への相互アクセス、機械翻訳システムの開発等が活発に議論されている。この最近の動きについては、岡田氏の寄稿で詳しい紹介がされている。

4. 国際的な特許制度の枠組みづくり

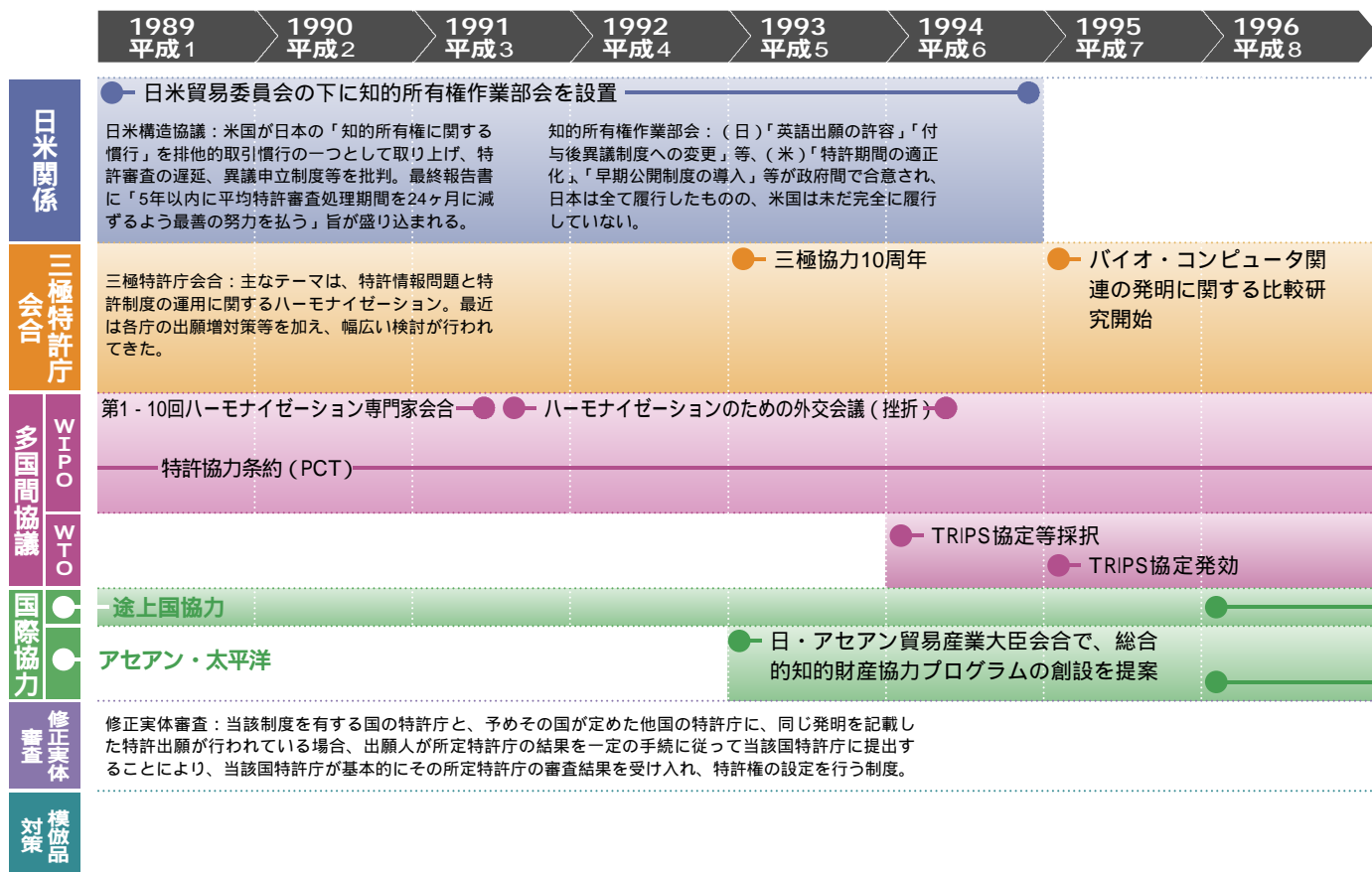
4.1 特許制度の調和

1985年世界知的所有権機構は各国毎に相違している特許制度の調和を目的として条約交渉を開始し、1991

年に条約採択のための第1回外交会議が開催されたが、米国が先発主義に固執したため最終的な条約採択は第2回外交会議に委ねられた。そして、米国が第2回外交会議の延期を要請、さらに、多国間交渉から二国間交渉重視の姿勢を明確にするなどしたため、第2回外交会議の開催が決定できない状態が続いた。そこで、まずは、手続き面での調和について議論をすすめることとし、2000年6月に特許法条約（PLT）が採択された。そして、同年11月のWIPO特許法常設委員会にて特許法の実体面における調和についての議論を再開することが合意され、2003年5月までに6回の会合が開催されている。

4.2 特許協力条約

従来、外国にて特許権を取得したい場合、パリ条約における優先権主張の仕組みを利用して、各国の特許



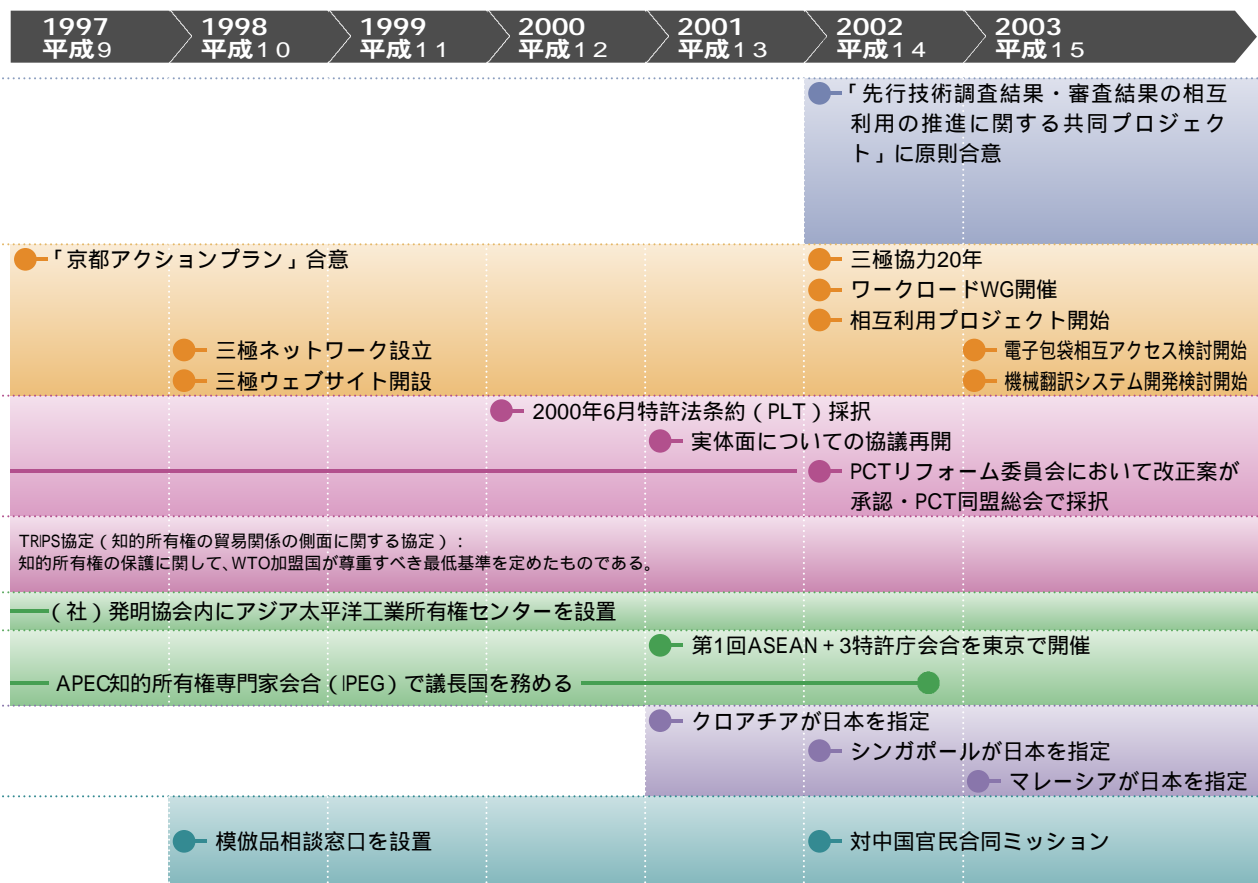
法において独自に定められている方式に合わせて出願書類を策定していた。また、各国特許庁は、それらの出願について各国独自に方式・実体審査を行っていた。

しかし、各国特許庁に出願される特許出願の増加の問題に直面し、方式審査・先行技術調査などの各国特許庁における重複負担の極力排除、及び、出願の方式の統一による出願人の労力、費用の軽減の必要性が高まり、1978年に特許協力条約（PCT）が発効された。日本も同年に批准した。そして、この条約を利用した日本人ユーザの出願は、1990年代半ばから伸び続けており、現在、日本は世界第二位の利用国となっている。また、2000年以降、更なる利便性の向上を目的とした議論がなされ、2002年のPCT同盟総会において、「国際調査報告の作成時に「見解書」を作成する」等の改正案が採択された。今後も更なるリフォームについての検討が引き続きなされる予定である。このPCT規則

の改正と日本の対応については、下道氏の寄稿に詳しい紹介がされている。

4.3 TRIPS協定

1986年のガット閣僚会議において、知的財産権の貿易関連側面がウルグアイラウンドの交渉項目の一つとして取り上げられ、国際ルールの作成を目指すこととなり、先進国・途上国全体で知的財産権の保護基準を定めるスタンダードや、知的財産権の行使に伴うルールであるエンフォースメント等につき、実質的な交渉が進められた。この交渉において、特許対象、特許期間、強制実施権等が論点となり、先進国と途上国の間で意見対立が見られたものの、当初予定の4年を越える7年以上に及ぶ議論の末、1993年に最終合意案が採択され、1994年に他の協定とともに署名された。その結果、WTOに参加する途上国を含む世界各国で、知



的財産権全般に関する実体規定を有する国際協定が結ばれた。

4.4 商標、意匠について

商標関連の条約としては、「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」が挙げられる。これは、1989年に採択されたもので、標章を国際登録することにより、議定書に加盟している国のうち登録を求めるために指定した国において当該標章の保護を求めることができる国際条約である。日本は、1999年に加入書を寄託した。

また、意匠に関連の条約としては、1999年に採択されたヘーグ協定ジュネーブ条約が挙げられる。これについては、「意匠」の寄稿（p.34）を参照されたい。

5. 途上国協力と模倣品問題

知的財産権大国である日本に対し、途上国が寄せる期待は高い。そこで、1979年度からJICAを通じた協力を行っている。また、1987年度には、WIPOへの拠出金で、アジア・太平洋地域の知的財産権整備を目的としたトラスト・ファンドを創設して、専門家の派遣、研修生の受入、審査協力、知的財産関連セミナー開催等を行っている。さらに、1996年には、（社）発明協会内にアジア太平洋工業所有権センターを設置し、1996年以降これまでに1653人の研修生を受け入れてきた。

さらに、1996 - 2001年にかけてAPEC（アジア太平洋経済協力）の場において、知的財産権分野のコンペーター（取りまとめ国）を務めたり、また、2001年には、第1回ASEAN+3特許庁会合を東京で開催するなど、日本はこの地域における知的財産権分野における活動の中心となってきた。

このような活動によりアジア地域での知的財産権環境の整備・啓発がなされてきたものの、アジア諸国の技術力の向上により、模倣品問題は深刻化している。そのため、特許庁は、1998年に庁内に模倣品相談窓口（模倣品110番）を設置するとともに、各機関と協力して模倣品問題の実態の把握・アドバイスに務めている。さらに、2002年には、対中国官民合同ミッションに参加するなど、模倣品問題への取り組みを強化している。

参考文献

特許法概説

特許行政年次報告書

（担当：岩田 行剛）

